



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年12月20日金曜日 第66号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....（会計課）... 821

告 示

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....（広報広聴課）... 822

形質変更時要届出区域の指定（3件）.....（環境政策課）... 822

知事指定薬物の指定.....（薬務衛生課）... 822

農用地利用配分計画の認可.....（農政課農地・担い手対策室）... 823

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）... 823

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可の申請の概要.....（東予地方局四国中央保健所衛生環境課）... 823

土地改良区役員就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 824

道路の供用開始（県道岩城弓削線）.....（東予地方局今治土木事務所）... 824

道路の供用開始（県道松山松前伊予線外）.....（中予地方局管理課）... 824

道路の供用開始（一般国道494号外）.....（"）... 825

道路の供用開始（県道柳谷美川線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 825

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....（ブランド戦略課）... 825

公 告

漁業取締船「せとかぜ」の中間検査に係る機関修繕業務の委託.....（水産課）... 832

公 営 企 業 告 示

落札者等の告示.....（公営企業管理局総務課）... 833

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第36号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（納入の通知）</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 歳入徴収者は、次に掲げる歳入については、前項の規定にかかわらず、納入義務者に口頭、掲示その他の方法によつて納入の通知をすることができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請等を行った者が当該申請等により得られた納付情報（以下「納付情報」という。）により</p> | <p>（納入の通知）</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 歳入徴収者は、次に掲げる歳入については、前項の規定にかかわらず、納入義務者に口頭、掲示その他の方法によつて納入の通知をすることができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請等を行った者が当該申請等により得られた納付情報（以下「納付情報」という。）により</p> |

納付するもの

納付するもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第835号

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県告示第701号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|---------------------------|--------|----------------------|----------------------|---------------------------|--------|----------------------|----------------------|
| 口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容 | | 口頭による開示請求をすることができる期間 | 口頭による開示請求をすることができる場所 | 口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容 | | 口頭による開示請求をすることができる期間 | 口頭による開示請求をすることができる場所 |
| 試験等の名称 | 開示する内容 | | | 試験等の名称 | 開示する内容 | | |
| 省略 | | | | 省略 | | | |
| 愛媛県事務補助職員（会計年度任用職員）採用試験 | 省略 | | | 愛媛県臨時職員採用試験 | 省略 | | |
| 省略 | | | | 省略 | | | |

○愛媛県告示第836号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域を指定する。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

伊予郡砥部町五本松2番1の一部（次の図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県県民環境部環境局環境政策課及び愛媛県中予保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第837号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域を指定する。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

新居浜市惣開町乙709番1の一部（次の図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン、セレン及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県県民環境部環境局環境政策課及び愛媛県西条保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第838号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域を指定する。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

四国中央市三島紙屋町字出湧628番の一部（次の図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県県民環境部環境局環境政策課及び愛媛県四国中央保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第839号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）

号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 薬物の名称

- (1) メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-フェニルプロパノアート及びその塩類
(2) 2-(ブチルアミノ)-1-(4-クロロフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類
(3) 3-[1-(エチルアミノ)シクロヘキシル]フェノール及びその塩類
(4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

令和元年12月21日

○愛媛県告示第840号

令和元年12月11日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

Table with 4 columns: 賃借権の設定等を受ける者, 賃借権の設定等を受ける土地, 氏名又は名称, 住所, 所在及び地番, 面積(m^2). Includes data for 株式会社 玉津柑橘倶楽部.

2 認可年月日

令和元年12月13日

○愛媛県告示第841号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

大良(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成元年1月愛媛県告示第44号)大良(追加)の項で指定した標柱19号と標柱18号を結んだ線、標柱18号と次に掲げる地番の土地に存する標柱20号及び標柱21号を順次結んだ線、標柱21号と標柱22号を大良農道南東側官民境界線で結んだ線及び標柱22号と標柱19号を結んだ線に囲まれた区域

Table with 4 columns: 市 町, 地 番, 標 柱. Includes data for 宇和島市 吉田町奥浦 乙861番 1 20号

Table with 2 columns: 乙862番 1 (21号), 乙864番 4 (22号)

○愛媛県告示第842号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和元年12月20日

愛媛県四国中央保健所長 早 田 亮

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

リンテック株式会社
東京都板橋区本町23番23号
代表取締役 西尾 弘之

2 事業場の名称及び所在地

リンテック株式会社三島工場
四国中央市三島紙屋町2番46号

3 特定施設に関する事項

- (1) No.3 V F

Table with 2 columns: 特定施設の種類の概要, 特定施設の能力, 工事の着手予定年月日, 工事の完成予定年月日, 使用開始の予定年月日, 特定施設の使用時間間隔, 特定施設の1日当たりの使用時間, 特定施設の使用の季節的変動の概要, 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値. Includes data for water quality and usage.

| | |
|----------------------------|----------------|
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | 通常 60 最大 65 |
|----------------------------|----------------|

備考 排水される汚水はろ過施設の逆洗水である。

4 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 総排水口

変更なし

備考 このほかに、雨水排水口が13箇所ある。

○愛媛県告示第843号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、西条市北条土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年12月20日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|--------------|
| 理 事 | 西 山 久 智 | 西条市北条243番地 |
| " | 越 智 兼 正 | 西条市北条926番地 1 |
| " | 山 内 正 紀 | 西条市北条607番地 |
| " | 西 山 利 勝 | 西条市北条471番地 6 |
| " | 戸 田 哲 也 | 西条市北条378番地 4 |
| " | 徳 永 大 宜 | 西条市北条1545番地 |

| | | |
|-----|---------|---------------|
| " | 川 原 博 行 | 西条市北条1334番地 2 |
| " | 高 橋 建 悟 | 西条市北条1358番地 2 |
| " | 篠 原 卓 也 | 西条市北条555番地 1 |
| " | 山 内 修 身 | 西条市北条535番地 |
| " | 吉 岡 敏 | 西条市北条56番地 2 |
| " | 久 米 治 | 西条市北条963番地 4 |
| " | 月 岡 均 | 西条市北条1491番地 5 |
| 監 事 | 藤 岡 進 一 | 西条市北条1115番地 1 |
| " | 香 河 立 男 | 西条市北条247番地 1 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|---------------|
| 理 事 | 西 山 久 智 | 西条市北条243番地 |
| " | 岩 田 哲 雄 | 西条市北条1052番地 |
| " | 岡 田 建 夫 | 西条市北条621番地 |
| " | 越 智 兼 正 | 西条市北条926番地 1 |
| " | 武 方 汎 | 西条市北条519番地 2 |
| " | 渡 部 一 郎 | 西条市北条1626番地 5 |
| " | 越 智 新 悟 | 西条市北条686番地 1 |
| " | 西 山 利 勝 | 西条市北条471番地 6 |
| " | 戸 田 哲 也 | 西条市北条378番地 4 |
| " | 徳 永 大 宜 | 西条市北条1545番地 |
| " | 吉 岡 勲 | 西条市周布 2 番地 3 |
| " | 川 原 博 行 | 西条市北条1334番地 2 |
| " | 高 橋 建 悟 | 西条市北条1358番地 2 |
| 監 事 | 藤 岡 進 一 | 西条市北条1115番地 1 |
| " | 香 河 立 男 | 西条市北条247番地 1 |

○愛媛県告示第844号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|------------------------------------|------------|
| 県 道 | 岩城弓削線 | 越智郡上島町生名445番 1 地先から 同町生名67番20まで | 令和元年12月20日 |

○愛媛県告示第845号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|---------|---------------------------------------|------------|
| 県 道 | 松山松前伊予線 | 伊予郡松前町大字浜字今新開792番 7 から 同字793番 6 まで | 令和元年12月20日 |
| " | 八倉松前線 | 伊予郡松前町大字浜字今新開806番 7 から 同字794番 3 まで | " |

○愛媛県告示第846号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|---------------------------------|------------|
| 一般国道 | 494号 | 東温市河之内字池田甲3693番2地先 | 令和元年12月23日 |
| 県道 | 美川川内線 | 東温市井内字横井手甲997番4から 同字甲995番6まで | 〃 |

○愛媛県告示第847号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|---------------------------------------|------------|
| 県道 | 柳谷美川線 | 上浮穴郡久万高原町中黒岩1947番4から 同町中黒岩1967番8まで | 令和元年12月20日 |

訓 令

○愛媛県訓令第20号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | | 改 正 前 | | | | | | | |
|--|------------------|----------------------------------|------|-----|--|-----------------|--------------|-------------------------------------|------|-----|----|--|
| 別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項 | | | | | 別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項 | | | | | | | |
| 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | | 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | | |
| | | | 知事 | 専決者 | | | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | 部 | 局長 | 課長 | | | | 部 | 局長 | 課長 | |
| ブランド戦略 | 1 省略 | | | | | ブランド戦略 | 1 省略 | | | | | |
| | 2 卸売市場法の施行に関する事務 | 1 卸売市場の開設者に対する立入検査（第12条第2項、第14条） | | | | | 2 卸売市場に関する事務 | 1 卸売市場法の施行に関する | | | | |
| | | | | | | | | こと。（漁政課の所管（水産物を取り扱う卸売市場）に属するものを除く。） | | | | |
| | | | | | | (1) 中央卸売市場整備計画の | | | | | | |

| | | |
|---|--|--|
| <p>課</p> <p>(他の 主管に 属する ものを 除く。)</p> | | <p>課</p> <p>策定及び変更並びに中央卸売市場の開設区域の指定に係る農林水産大臣からの協議の回答(第5条第3項、第5項、第7条第2項、第3項)</p> <p>(2) 卸売市場整備計画の策定、変更及び公表(第6条第1項、第4項、第5項)</p> <p>(3) 中央卸売市場の開設の認可申請及び卸売業務の許可申請の農林水産大臣への進達(第9条第1項、第16条第1項、第54条)</p> <p>(4) 中央卸売市場の開設者及び卸売業者に係る農林水産大臣への許可及び認可の申請、届出並びに報告の進達(第11条第1項、第14条第1項、第20条、第24条、第28条、第42条第2項、第53条第1項、第54条)</p> <p>(5) 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の業務等の検査(第48条、第76条)</p> <p>(6) 地方卸売市場に係る農林水産大臣への報告等(第67条、第69条)</p> <p>2 愛媛県卸売市場条例の施行に関する事。(漁政課の所管(水産物を取り扱う卸売市場)に属するものを除く。)</p> <p>(1) 地方卸売市場の開設許可等の公示(第35条)</p> |
|---|--|--|

| 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | | |
|-----|-------------------------------|---|--------|--------|--------|--------|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | 部 長 | 局 長 | 課 長 | 主 幹 |
| 畜産課 | 1～5 省略 | | | | | |
| | 6 卸売市場法の施行に関する事務(肉類のみを取扱品目とす) | 1 地方卸売市場の変更の認定(第6条第1項、第3項、第13条第6項、第14条) | | | | — |
| | | 2 地方卸売市場の開設者に対する指導及び助言(第9条、第14条) | | | | — |
| | | 3 地方卸売市場の開設者に対する措置命令(第10条、第14条) | — | | | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | | |
|-----|-----------|-----|--------|--------|--------|--------|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | 部 長 | 局 長 | 課 長 | 主 幹 |
| 畜産課 | 1～5 省略 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| | | | | | |
|-----------------|--|---|---|--|---|
| る卸売市場に係るものに限る。) | 4 地方卸売市場の認定の取消し(第11条、第14条) | — | | | |
| | 5 卸売市場の開設者に対する報告等の徴収及び立入検査(第12条第2項、第14条) | | | | — |
| | 6 地方卸売市場の認定(第13条第1項、第6項) | | — | | |
| 7 省略 | | | | | |
| 8 省略 | | | | | |
| 9 省略 | | | | | |
| 10 省略 | | | | | |
| 11 省略 | | | | | |
| 12 省略 | | | | | |
| 13 省略 | | | | | |
| 14 省略 | | | | | |
| 15 省略 | | | | | |
| 16 省略 | | | | | |
| 17 省略 | | | | | |
| 18 省略 | | | | | |
| 19 省略 | | | | | |
| 20 省略 | | | | | |
| 21 省略 | | | | | |
| 22 省略 | | | | | |
| 23 省略 | | | | | |
| 24 省略 | | | | | |
| 25 省略 | | | | | |
| 26 省略 | | | | | |

| | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 6 省略 | | | | | |
| 7 省略 | | | | | |
| 8 省略 | | | | | |
| 9 省略 | | | | | |
| 10 省略 | | | | | |
| 11 省略 | | | | | |
| 12 省略 | | | | | |
| 13 省略 | | | | | |
| 14 省略 | | | | | |
| 15 省略 | | | | | |
| 16 省略 | | | | | |
| 17 省略 | | | | | |
| 18 省略 | | | | | |
| 19 省略 | | | | | |
| 20 省略 | | | | | |
| 21 省略 | | | | | |
| 22 省略 | | | | | |
| 23 省略 | | | | | |
| 24 省略 | | | | | |
| 25 省略 | | | | | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | |
|-----|---|----------------------------------|------|-----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | |
| | | | | 部長 | 局長 |
| 漁政課 | 1～10 省略 | | | | |
| | 11 卸売市場法の施行に関する事務(生鮮水産物のみを取扱品目とする卸売市場に係るもの) | 1 卸売市場の開設者に対する立入検査(第12条第2項、第14条) | | | — |

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | |
|-----|------------------|--|------|-----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | |
| | | | | 部長 | 局長 |
| 漁政課 | 1～10 省略 | | | | |
| | 11 水産物卸売市場に関する事務 | 1 水産物卸売市場整備計画の策定 | | — | |
| | | 2 愛媛県卸売市場条例の施行に関すること。 (1) 地方卸売市場の開設許可等の公示(第35条) | | | — |

のに限
る。)

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | | 改 正 前 | | | | | |
|-----------------------------|--|--|------------------------------------|---|-----------------------------|---|---|------|--------------|--|
| 別表第4(第4条関係) | | | | | 別表第4(第4条関係) | | | | | |
| 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項 | | | | | 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項 | | | | | |
| 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | |
| | | | 局長 | 専決者 部長 課長 | | | | 局長 | 専決者 部長 課長 | |
| 産業 振興 課 | 1~5 省略 | | | | 産業 振興 課 | 1~5 省略 | | | | |
| | 6 卸売 市場法 の施行 に関する 事務 (他の 課の主 管に属 するも のを除 く。) | 1 地方卸売市場の変更の認定 (第6条第1項、第14条) | | | | 6 農産 物等の 流通及 び卸売 市場(他 の課の 主管に 属する ものを 除く。) に 関する 事務 | 1 卸売市場法の施行に関するこ と。 | | | |
| | | 2 地方卸売市場の開設者に対する 指導及び助言(第9条、第14 条) | | | | | (1) 中央卸売市場の地方卸売市 場への転換の許可(第13条の 5第1項、第5項) | | | |
| | | 3 地方卸売市場の開設者に対す る措置命令(第10条、第14条) | | | | | (2) 地方卸売市場の開設の許可 (第55条) | | | |
| | | 4 地方卸売市場の認定の取消し (第11条第1項、第14条) | | | | | (3) 地方卸売市場の卸売業務の 許可(第58条第1項) | | | |
| | | 5 卸売市場の開設者に対する報 告等の徴収及び立入検査(第12 条第2項、第14条) | | | | | (4) 地方卸売市場の廃止の許可 (第60条) | | | |
| 6 地方卸売市場の認定(第13条 第1項) | | | (5) 地方卸売市場の業務規程の 変更の承認(第64条第1項) | | | | | | | |
| | | | | (6) 地方卸売市場の開設及び卸 売業務の許可の取消し(第65 条第1項、第2項) | | | | | | |
| | | | | (7) 地方卸売市場の開設者及び 卸売業者の業務の停止命令 (第65条第2項) | | | | | | |
| | | | | (8) 報告等の徴収及び立入検査 (第66条第1項) | | | | | | |
| | | | | 2 愛媛県卸売市場条例の施行に 関すること。 | | | | | | |
| | | | | (1) 中央卸売市場から転換した 地方卸売市場の卸売業務の届 出の受理(第5条第2項) | | | | | | |
| | | | | (2) 卸売業務の廃止の届出の受 理(第8条) | | | | | | |
| | | | | (3) 許可証の再交付(第9条第 3項) | | | | | | |
| | | | | (4) 事業の譲渡し及び譲受けの 認可(第10条第1項) | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-------------|--|--|--|--|--|--|--|---|---|---|--|---|--|
| <p>る。)</p> | <p>第1項)</p> | | | | | | | | <p>変更の承認(第64条第1項)</p> | | | | | |
| | | | | | | | | | (6) 地方卸売市場の開設及び卸売業務の許可の取消し(第65条第1項、第2項) | — | | | | |
| | | | | | | | | | (7) 地方卸売市場の開設者及び卸売業者の業務の停止命令(第65条第2項) | — | | | | |
| | | | | | | | | | (8) 報告等の徴収及び立入検査(第66条第1項) | | | | — | |
| | | | | | | | | | 2 愛媛県卸売市場条例の施行に関すること。 | | | | | |
| | | | | | | | | | (1) 中央卸売市場から転換した地方卸売市場の卸売業務の届出の受理(第5条第2項) | | | | — | |
| | | | | | | | | | (2) 卸売業務の廃止の届出の受理(第8条) | | | | — | |
| | | | | | | | | | (3) 許可証の再交付(第9条第3項) | | | | — | |
| | | | | | | | | | (4) 事業の譲渡し及び譲受けの認可(第10条第1項) | | — | | | |
| | | | | | | | | | (5) 法人の合併及び分割の認可(第10条第2項) | | — | | | |
| | | | | | | | | | (6) 相続による開設者等の地位の承継の認可(第11条第1項) | | — | | | |
| | | | | | | | | | (7) 買受人の名簿の届出の受理(第12条第2項) | | | | — | |
| | | | | | | | | | (8) 卸売業務の開始、休止、再開等の届出の受理(第20条) | | | | — | |
| | | | | | | | | | (9) 事業報告書の届出の受理(第21条) | | | | — | |
| | | | | | | | | | (10) 改善措置の勧告及び命令(第22条) | — | | | | |
| | | | | | | | | | (11) その他の卸売市場に関すること。 | | | | | |
| | | | | | | | | | ア 卸売市場の開設の届出の受理(第23条第1項) | | | | — | |
| | | | | | | | | | イ 卸売業務の届出の受理(第24条) | | | | — | |
| | | | | | | | | | ウ 卸売市場の開設及び卸売業務の届出事項の変更の届出の受理(第25条) | | | | — | |
| | | | | | | | | | エ 卸売市場の廃止及び卸売業務の廃止の届出の受理(第26条) | | | | — | |
| | | | | | | | | | オ 報告等の徴収(第27条) | | | | — | |
| | | | | | | | | | 6 ~ 15 省略 | | | | | |
| | | | | | | | | | 6 ~ 15 省略 | | | | | |
| | | | | | | | | | 備考 省略 | | | | | |
| | | | | | | | | | 備考 省略 | | | | | |

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4)の18の2 省略</p> <p>(5)から(13)まで 削除</p> <p>(14)～(68) 省略</p> <p>5・6 省略</p> <p>(地方局長の専決事項)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6)の9 省略</p> <p>(7) 卸売市場法第12条第2項(同法第14条において準用する場合</p> | <p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4)の18の2 省略</p> <p><u>(4)の19 愛媛県卸売市場条例第5条第2項に基づく中央卸売市場から転換した地方卸売市場の卸売業務の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(5) 愛媛県卸売市場条例第8条の規定に基づく卸売業務の廃止の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(5)の2 愛媛県卸売市場条例第9条第3項の規定に基づく許可証の再交付に関すること。</u></p> <p><u>(5)の3 愛媛県卸売市場条例第10条第1項の規定に基づく事業の譲渡し及び譲受けの認可に関すること。</u></p> <p><u>(5)の4 愛媛県卸売市場条例第10条第2項の規定に基づく法人の合併及び分割の認可に関すること。</u></p> <p><u>(5)の5 愛媛県卸売市場条例第11条第1項の規定に基づく事業の相続の認可に関すること。</u></p> <p><u>(5)の6 愛媛県卸売市場条例第12条第2項の規定に基づく買受人の名簿の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(5)の7 愛媛県卸売市場条例第20条の規定に基づく事業の開始、休止、再開等の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(5)の8 愛媛県卸売市場条例第21条の規定に基づく事業報告書の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(5)の9 愛媛県卸売市場条例第22条の規定に基づく改善措置の勧告及び命令に関すること。</u></p> <p><u>(5)の10 愛媛県卸売市場条例第23条第1項の規定に基づくその他の卸売市場の開設の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(5)の11 愛媛県卸売市場条例第24条の規定に基づくその他の卸売市場の卸売業務の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(5)の12 愛媛県卸売市場条例第25条の規定に基づくその他の卸売市場の開設及び卸売業務の届出事項の変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(5)の13 愛媛県卸売市場条例第26条の規定に基づくその他の卸売市場の廃止及び卸売業務の廃止の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(5)の14 愛媛県卸売市場条例第27条の規定に基づく報告等の徴収に関すること。</u></p> <p>(6)から(13)まで 削除</p> <p>(14)～(68) 省略</p> <p>5・6 省略</p> <p>(地方局長の専決事項)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6)の9 省略</p> <p>(7) 卸売市場法第13条の5第1項の規定に基づく中央卸売市場の</p> |

を含む。)の規定に基づく卸売市場(肉類(肉類加工品並びに牛、馬、豚、めん羊及び山羊の原皮を含む。次号において同じ。)のみを取扱品目とする卸売市場を除く。)の開設者に対する報告等の徴収及び立入検査に関すること。

(7)の2 卸売市場法第13条第1項の規定に基づく地方卸売市場(肉類のみを取扱品目とする地方卸売市場を除く。次号から第7号の8の3までにおいて同じ。)の認定に関すること(同条第6項の規定に基づく公示を除く。)

(7)の3 卸売市場法第14条において準用する同法第6条第1項の規定に基づく地方卸売市場の変更の認定に関すること(同法第14条において準用する同法第6条第3項において準用する同法第13条第6項の規定に基づく公示を除く。)

(7)の4 卸売市場法第14条において準用する同法第6条第2項の規定に基づく地方卸売市場の軽微な変更の届出の受理に関すること。

(7)の5 卸売市場法第14条において準用する同法第7条の規定に基づく地方卸売市場の休止及び廃止の届出の受理に関すること。

(7)の6 卸売市場法第14条において準用する同法第8条第2項の規定に基づく地方卸売市場の中央卸売市場としての認定に係る届出の受理に関すること。

(7)の7 卸売市場法第14条において準用する同法第9条の規定に基づく地方卸売市場の開設者に対する指導及び助言に関すること。

(7)の8 卸売市場法第14条において準用する同法第10条の規定に基づく地方卸売市場の開設者に対する措置命令に関すること。

(7)の8の2 卸売市場法第14条において準用する同法第11条第1項の規定に基づく地方卸売市場の認定の取消しに関すること(同法第14条において準用する同法第11条第2項の規定に基づく公示を除く。)

(7)の8の3 卸売市場法第14条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく地方卸売市場の運営状況の報告の受理に関すること。

(7)の9～(52) 省略

6～9 省略

地方卸売市場への転換の許可に関すること。

(7)の2 卸売市場法第55条の規定に基づく地方卸売市場の開設の許可に関すること。

(7)の3 卸売市場法第58条第1項の規定に基づく地方卸売市場の卸売業務の許可に関すること。

(7)の4 卸売市場法第60条の規定に基づく地方卸売市場の廃止の許可に関すること。

(7)の5 卸売市場法第64条第1項の規定に基づく地方卸売市場の業務規定の変更の承認に関すること。

(7)の6 卸売市場法第65条第1項及び第2項の規定に基づく地方卸売市場の開設及び卸売業務の許可の取消しに関すること。

(7)の7 卸売市場法第65条第2項の規定に基づく開設者及び卸売市業者の業務の停止命令に関すること。

(7)の8 卸売市場法第66条第1項の規定に基づく報告等の徴収及び立入検査に関すること。

(7)の9～(52) 省略

6～9 省略

附 則

この訓令は、令和2年6月21日から施行する。

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
漁業取締船「せとかぜ」の中間検査に係る機関修繕業務一式
- (2) 事業の内容等
入札説明書、設計書及び仕様書等による。
- (3) 予定工期
令和2年2月14日から3月18日まで

(4) 事業の履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29年度から平成31年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

なお、上記資格を有しない者が、本件入札に参加を希望するときは、資格審査を求める申請書類を3(5)に掲げる場所に提出し、開札日までに、上記資格を得ること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請日から開札日までの間、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) M T U社製ディーゼルエンジンサービスマスター権を有する者であり、なおかつ、M T U社の研修を終了した技術者を配置できること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県農林水産部水産局水産課漁業取締係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 089 941 2111(代表)089 912 2622(直通)
- (2) 入札書の受領期限
開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は令和2年1月31日(金)正午までに(1)に掲げる場所に郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ)により提出すること。
- (3) 入札説明書の交付方法
入札説明書は、公告日から翌年1月24日(金)までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ(入札情報内の本件記事)から入手すること。
ただし、これにより難い者は、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

公告日から翌年1月24日(金)までの日(土、日曜を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 開札の日時及び場所
令和2年1月31日(金)午後2時
愛媛県庁第一別館7階農林水産部会議室
- (5) 資格審査に関する照会先及び申請書の提出先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 089 941 2111(代表)089 912 2770(直通)

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、事前に、入札参加資格確認申請書を、次の事項のとおり提出すること。

なお、当該申請書の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

令和2年1月24日(金)午後5時まで、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による取扱い

郵送等により提出する場合は、令和2年1月24日(金)午後5時まで、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した事業を実施できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Intermediate inspection and repair of fisheries patrol vessel Setokaze (engine) 1 set
- (2) Time limit for submission of document for qualification confirmation: 5:00 p.m., 24 January 2020
- (3) Time limit of tender: 2:00 p.m., 31 January 2020 (Time limit of tender by registered mail: 0:00 p.m., 31 January 2020)
- (4) For further information, please contact: Fishing Surveillance Section, Fisheries Promotion Division, Fisheries Subdepartment, Agriculture Forestry and Fisheries Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel: 089 912 2622

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第10号

次のとおり落札者を決定した。

令和元年12月20日

愛媛県公営企業管理者 兵頭 昭洋

| 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日 |
|-----------------------|-----------------------------------|------------|----------------------------|-------------|---------------|------------|
| 肱川発電所 主要変圧器等処理業務委託 | 愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 令和元年11月27日 | オオノ開発株式会社 松山市北梅本町甲184番地 | 29,579,000円 | 一般競争入札 | 令和元年10月18日 |